

令和 8 年定例会　6 月定期議会
産業建設常任委員会調査報告書

令和 8 年 6 月 18 日

産業建設常任委員会

産業建設常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和 8 年 2 月 2 日～令和 8 年 6 月 1 日

日 時	活動区分	内 容	頁
2. 2 (月) 15:02～15:13	検 討	《委員のみ》 ■定期議会中における委員会日程について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名	-
2. 13(金) 9:58～11:53	委 員 間 討 議	《委員のみ》 ■常任委員会及び分科会審査に係る議案審査の進め方について ■陳情・要望書等の取り扱いについて 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名	-
2.24(火) 15:25～15:30	委 員 間 討 議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名	-
2. 26(木) 10:01～11:58 13:00～15:00	委 員 間 討 議	《委員のみ》 ■令和 8 年度各種会計に係る予算審査の進め方について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 6 名	-
4. 14(火) 10:00～11:00	委 員 間 討 議	《委員のみ》 ■令和 8 年度年間活動計画について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 6 名	-
4. 27(月) 15:25～15:30	委 員 間 討 議	《委員のみ》 ■令和 8 年度年間活動計画について ■事務事業評価について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名	-

日 時	活動区分	内 容	頁
5.15 (金) 10:01~12:00 13:25~15:15	所 管 事 務 調 査	《産業経済部》 ■地域農業構造転換支援事業の概要について ■国営造成施設に係る水利施設管理強化事業（連携管理保全型）の概要について ■登米宿泊おもてなし事業の概要について ■新基本計画実装・農業構造転換支援事業の概要について ■指定廃棄物の処理に向けた取組状況について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名 産業経済部 櫻部長ほか 7 名	-
		《建設部》 ■登米市景観計画の改定について ■空き家対策事業について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名 建設部 小林部長ほか 5 名	4

産業建設常任委員会 活動概要

【所管事務調査】

1. 日 時：令和8年5月15日（金） 午後1時25分～午後3時15分

2. 場 所：迫庁舎3階 第3委員会室

3. 事 件

＜建設部＞

登米市景観計画の改定について

空き家対策事業について

4. 出席者：委員長 須藤 幸喜、副委員長 伊藤 拓哉、
委 員 氏家 英人、佐々木 幸一、岩渕 正弘、
佐々木 好博、首藤 忠則、田村 啓峻

（建設部） 部長 小林 和仁、
次長兼建設総務課長 福泉 淳、
住宅都市整備課長 佐々木 昭彦、
住宅都市整備課課長補佐兼都市整備係長 小出 興嗣、
住宅都市整備課主幹兼住宅係長 佐々木 隆幸、
建設総務課課長補佐 千葉 竜二

（議会事務局） 政策・改革係 主事 千葉 雅仁

5. 概 要：（別紙のとおり）

6. 所 見：（別紙のとおり）

■登米市景観計画の改定について

(概要)

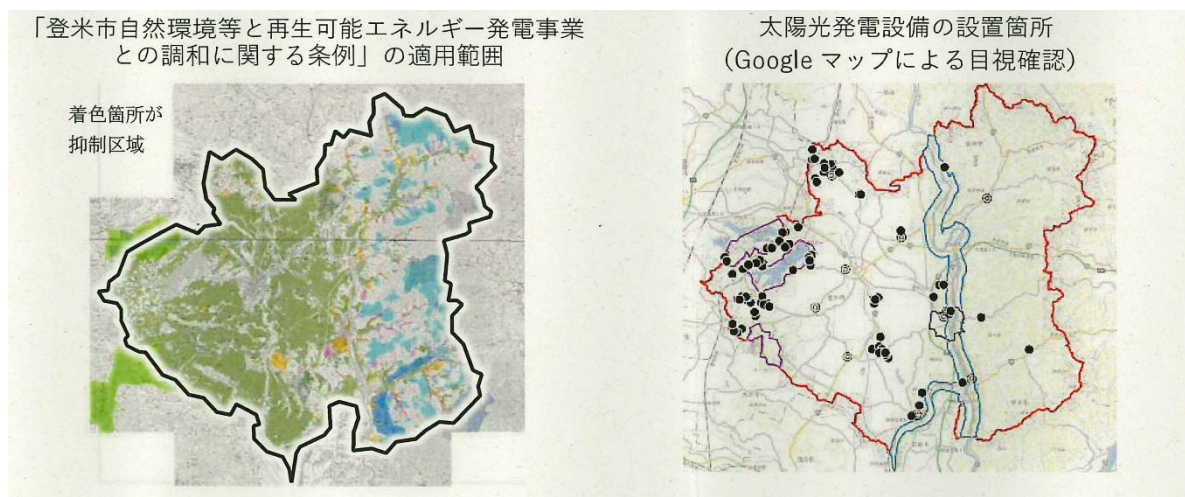
本市では、良好な景観形成を推進するため、平成 23 年 2 月、登米市景観計画を策定し、平成 24 年 3 月には一部改定を行っている。計画策定から 14 年が経過し、社会情勢が大きく変化している中、よりよい景観形成を図るため、令和 6 年度から景観計画の一部見直しを進めており、改定内容について説明を受けた。

1. 改定までの経緯

平成 23 年 2 月に「登米市景観計画」が策定されたのち、一部改定や「登米市景観条例」「登米市景観条例施行規則」を施行している。以降、条例に基づく届出が年平均 45 件程度出されている。しかし、急激な人口減少などの社会情勢の変化や令和 6 年実施の「登米市の景観に関するアンケート調査」を経て、令和 7 年登米市景観計画改定業務を発注している。

2. 現状及び新たな課題

- ①景観にも配慮した太陽光発電設備等設置の制限や誘導が必要
- ②自然景観の保全や良好な街並み景観の保全・創出に資する具体的な基準が必要
- ③官民連携での良好な景観形成の取組や地域づくり、産業振興への展開が必要
- ④その他社会情勢等に伴い変化する課題への対応が必要



3. 新たな課題を受けた主な改定内容

空き家や空き地、沿道環境等について対応方針を追加するとともに、届出対象行為に「太陽光発電設備」「風力発電設備」を追加する。景観形成基準については規制内容の追加や具体化を行う。

(所見)

今回、本市景観計画の改定について説明を受けた。策定から 14 年が経過し、変化・多様化する社会情勢に適した対応としながら、より良い景観づくりを進めていくために計画を見直すこととしている。市では改定に向けて、令和 6 年 6 月から 1 か月間「登米市景観に関するアンケート調査」を行い、回収率 30.7%と低調ではあったものの、景観計画に該当するものに太陽光発電施設など「再生可能エネルギー施設の設置に関するルールを決める」とした意見が上位で挙げられ、さらに「自然環境の保全」や「良好な街並み景観の保全」など、具体的な基準が必要であるとした意見が出されている。

太陽光発電施設は、すでに本市においても多くの場所に存在している再生エネルギー施設であることから、令和 4 年施行の「登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」など、他の条例との整合性を図りながら景観計画の改定を進められたい。

■空き家対策事業について

(概要)

本年4月より、まちづくり推進部から建設部へ所管替えとなった空き家等対策計画に関係する計画の概要や基本方針について、説明を受けた。

1. 登米市空き家等対策計画の策定の背景と目的

木造住宅に多い空き家の増加を受け、2次にわたり空き家等対策計画を策定してきた。急増する空き家に対し、地域の安全・衛生確保や危険解消を目的として、第3次計画を策定している。

2. 計画の位置付け

本計画は、市の空き家対策を総合的かつ計画的に推進する重要施策であり、空き家の適正管理と利活用を進めるための指針として位置づけられている。

3. 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間としている。

4. 空き家等の現状

空き家は全市的に増加傾向であり、所有者の高齢化や相続問題も増加の一因である。市内においては令和7年度時点で1,691件を確認している。

5. 課題の整理

人口減少・少子高齢化による空き家等の増加や所有者等の管理者責任意識の希薄化、解決が難しい空き家等の増加を課題として想定している。

6. 基本的な方針

基本方針1：空き家等の発生の抑制及び適正な管理の促進 ①空き家等の所有者等の責任 ②相談体制の整備 ③庁内体制 ④所有者等の意識の向上及び理解増進 ⑤多様な主体と連携した取組の推進 ⑥空き家等の調査
基本方針2：空き家等の利活用の促進 ①空き家情報バンク事業 ②空き家改修補助事業 ③ビジネスチャンス支援事業 ④木造住宅耐震診断助成事業
基本方針3：市民の安全・安心の確保 ①適正管理通知の発送 ②管理不全空き家等に対する措置 ③特定空き家等に対する措置 ④その他の管理不全な空き家等への対処に関する事項

(所見)

本事業は令和８年４月１日から、産業建設常任委員会の所管となった。これまで総務企画常任委員会において調査・検証してきた事項である。事業自体の方向性は変わらないものの、高齢者のみの世帯が年々増加しており、「所有者死亡により相続が滞り、未相続につながっているケース」や、その後「相続の複雑化により子孫に過度の負担が発生する」などの事案が増加しているものと考察する。「所有者不明土地」へ相続登記の義務化が令和６年４月１日より開始され、相続が発生してから３年以内の登記が求められ、滞った場合には罰則が科せられる制度となったことで、管理責任の意識が希薄化してきた状況から一定程度の改善がなされるものと期待している。

また、空き家事業に関連して「登米市空き家等の適正管理に関する条例」は、議員提案により、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することで、生活環境の保全並びに防災及び防犯の向上を図り、安全に安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりの推進に寄与することを目的に制定されている。時代の変化や登記の義務化等の課題に対応するべく、条例の検証や今後の見直しについて、市と共に取り組みたい。